

## 平成26年第28回荅北町議会臨時会会議録（第1日目）

平成26年第28回荅北町議会臨時会は、平成26年7月31日荅北町議会議場に召集された。

### 1. 午前9時30分開会

### 2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	野田 謙二	2 番	浜口 雅英
3 番	山本 政人	4 番	大仁田藤男
5 番	田嶋 豊昭	6 番	野崎 幸洋
7 番	錦戸 俊春	8 番	山下 時義
9 番	松野 重幸	10 番	錦戸 久幸
11 番	神崎 公顕（副議長）	12 番	倉田 明（議長）

### 3. 不応招議員 なし

### 4. 出席議員は、応招議員と同じである。

### 5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

### 6. 議会書記

事務局長 山口 仁人 主 幹 野田 寛子

### 7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
総務課長	岡田 晴喜	税務住民課長	荒木 広之
土木管理課長	益田 大介	農林水産課長兼 農委事務局長	野田 尚之
企画政策課長	福田 忠輝	福祉保健課長	田尻 伸治
健康増進室長	山崎 敬一	水道環境課長	小林 和文
会計管理者兼 会計課長	野田 尚之	教育課長	山崎 秀典
商工観光課長	立山 清剛		

## 8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 議案第304号 平成26年度荅北町一般会計補正予算（第2号）

## 9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（倉田 明君） 改めましておはようございます。

只今の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、只今から平成26年第28回苓北町議会臨時会を開会します。

なお、本日は芦塚教育長が公務出張のため欠席されております。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉田 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番、田嶋豊昭君、6番、野崎幸洋君を指名します。

-----○-----

### 日程第2 会期決定の件

○議長（倉田 明君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

-----○-----

### 日程第3 議案第304号 平成26年度苓北町一般会計補正予算（第2号）

○議長（倉田 明君） 日程第3、議案第304号、平成26年度苓北町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第304号、平成26年度苓北町一般会計補正予算（案）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に3,914万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億7,847万4,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、去る7月6日から7日にかけての豪雨により発生いたしました町道、河川、林道等災害復旧のため、今回緊急に必要な測量設計委託料、崩土等取り除きに係る重機借り上げ料等が主なものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明いたさせますのでよろしくご審議のほど

お願いを申し上げます。

○議長（倉田 明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） それでは、議案第304号、平成26年度荅北町一般会計補正予算（第2号）案の内容について、ご説明をいたします。

説明の前に、皆様方に今回の災害箇所を配布しておりますので参考までにご覧をいただきたいと思っております。4枚配布しております、1枚目が農地関係、2枚目が治山関係、3枚目が林道関係、4枚目が土木管理課の関係となっておりますので、参考までにご覧をいただきたいと思っております。

平成26年度荅北町一般会計予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,914万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ51億7,847万4,000円とするものでございます。今回の補正予算は、先程町長の説明のとおり、7月6日から7日にかけての豪雨により発生いたしました町道、河川等災害復旧のためのものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入です。款12、使用料及び手数料、項2、手数料、目4、災害復旧手数料は、農地等災害復旧事業申請者負担分設計手数料9件分の28万3,000円を新たに計上いたしました。

7ページをお願いいたします。款18、繰越金、項1、繰越金は、前年度の繰越金で3,886万2,000円の増額で、歳出の財源に充てるため計上をいたしました。

8ページをお願いいたします。歳出です。款5、農林水産業費、項1、農業費、目5、農地費、節19、負担金補助及び交付金は、農地等小災害復旧事業補助金100万円の増額です。

9ページをお願いいたします。項2、林業費、目3、治山事業費、節13、委託料は、単県治山事業測量設計業務委託料69万9,000円の増額で、1件分です。節19、負担金補助及び交付金は、小規模治山事業補助金60万円の増額で、1ヶ所20万円の3ヶ所分です。

10ページをお願いいたします。款10、災害復旧費、項1、農林水産業施設災害復旧費、目1、農業用施設災害復旧費、節13、委託料は149万9,000円の増額で11ヶ所分です。目2、林道施設災害復旧費、節13、委託料は、林道2路線分の測量設計委託料で、99万9,000円の増額です。節14、使用料及び賃借料は、崩土除去等重機借上料で700万円の増額です。

11ページをお願いいたします。項2、公共土木施設災害復旧費、目1、河川等災害復旧費、節13、委託料は査定設計委託料1,349万9,000円の増額で、14件分です。節14、使用料及び賃借料は、崩土除去等重機借上料で785万円の増額です。節15工事請負費は、赤仁田川災害応急復旧工事で599万9,000円の増額です。

以上で、平成26年度荅北町一般会計補正予算（第2号）案の説明を終わります。ご

審議のほどよろしくお願いをいたします。

なお、7月6日から7日にかけての豪雨により、町道赤仁田線及び町河川赤仁田川が被災いたしました。

国土交通省の査定が9月上旬に予定されているため、工法検討に地質調査委託が緊急に必要となったため、予備費から250万円、款10、災害復旧費、項2、公共土木施設災害復旧費、目1、河川等災害復旧費、節13、委託料へ充当をさせていただきましたのでご報告をいたします。以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） まず、最後に企画課長から説明があった予備費からの流用については、言葉だけでなくですね、やっぱり数値も入れた説明が欲しいと思います。

今回の補正予算は、先日のゲリラ豪雨による災害復旧関連の事案という説明がありました。歳出を見ますと、小災害に100万、それから小規模治山に60万、それから林道、河川等の重機借り上げにそれぞれ700万と785万円が計上されております。これらはいずれも緊急かつ応急的な対応と推測しますが、既に崩土除去など済んでいる部分はないのかお尋ねをします。

それから今日の資料の中で、単県治山に関する資料が2枚目ですか、ありますが、これは場所は、多田羅は家の中まで土砂が入り込んだあそこですかね。あそこですればこれは災害対策、単県治山事業の場合は受益者負担が伴うだろうと思います。あその場合は自分の山が後ろにあって、何か自分がしたからということじゃなくてですね、まさに災害なんですね。原因はいろいろ見方はあろうかと思いますが、自然の山を伐採したとかですね、それから伐採した木材の搬出のために道路が入ったと。しかも、公共であるような道路でなくて水の処理とか何とか、そういう部分も不十分ではなかったかというふうに思うわけです。にもかかわらず、今度はその家の方が負担金も出して単県治山事業で取り組むということは、おかしくはないんでしょうけども、なかなかありがたい感じがにはならないと思います。何か、林地崩壊防止事業とかそういうものは、かなり受益者の負担がない事業だったというふうに記憶しておりますけども、そういう住民のためですね、制度、できるだけ個人の負担がないような制度で対応されるべきではないかと思います。

それから11ページに工事費が出ていますが、説明の中で赤仁田ということでしたが、工事費が括弧して補助と書いてあります。これはどういう意味なのかお尋ねします。

以上です。

○議長（倉田 明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） 最後の報告の中で、予備費の部分については流用じゃなくて充当ということで250万円を充当をさせていただきましたということでご報告

をいたしました。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 崩土の除去が済んでいる箇所はないかというご質問でございますが、現在、崩土は取り除きは現在進行中でございます。路線によっては崩土の除去が済んだ箇所がございます。すべてを崩土の除去までは至っておりません。

それと単県治山事業の件でございますが、議員がおっしゃったとおり、多田羅地区、家の中まで土砂が流入してきた箇所の部分でございます。この部分につきましては、家の方が負担をするということではなくてですね、林地の方、林地の保全のために山の所有者の方が負担をしていただくということで、本年度に応急的に単県治山事業で実施いたしまして、更に来年度にですね、県営治山の復旧治山で一応県の方には実施するように考えております。以上でございます。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 崩土の取り除き等につきましてでございますが、町道等につきましては生活に支障が来しておりますので、報告があつて取り除いております。又、今現在連絡してある分につきましては、今から取り除くということになっております。

それからこの工事請負費の補助の件についてでございますが、これは災害復旧応急工事といたしまして、河川の除去を、取り除くということで、補助対象という形で括弧しております。ただ、これは査定がございまして、査定によりまして全額になるかどうかちょっと査定の結果によります。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 最近に珍しいような未曾有の集中豪雨と申しますが、そういうものがあつて、都呂々地区を中心に甚大な被害が発生しましたが、これへの予算措置の在り方にですね、今、担当課長の説明を聞くと疑問を感じる部分があります。

生命財産を脅かす災害が発生したとき、これからの台風シーズンを迎えるに当たり、2次被害を防ぐためにも行政は住民の安全を守るために、積極的に具体的に対応することは当然のことですが、なぜ専決で処理をされなかったのか。

又、既に実施した事案、具体的に言えば崩土の取り除きが実施されておりますが、そういう部分も含めて今回、残り分もあると。あるいは今現在しよる部分ももしかすればこの補正予算の中に入るととじゃなかかという気がします。

予算の補正として議会に提案されておりますが、もう既にその事業に取り組んでいるということであればですね、こういう予算の提案の仕方というのは、これはもう法律に抵触する可能性があるですね。そういう部分について考え方をお知らせください。

○議長（倉田 明君） 副町長。

○副町長（松野 茂君） 今、浜口議員の方から専決でなぜしなかったのかというよう  
なご意見でした。平成26年度予算を款項目の中で3月に議決をいただいております。  
その予算の中で目の中まで議決をいただければその中で予算があるということで、  
現実的には処理。すぐ崩土等で通行止めになった場合には、すぐにその中の部分で予算  
があるということで取り除きをしております。その分について確定された部分についま  
して、今回、足りない部分、又行った分もありますが、その分について補正予算を出さ  
せていただきました。

全て専決予算ですということに関しましては、先程予備費から充当をさせていただきました  
しましたが、予備費は一応1,000万しかございません。款項目の中の予算の中で予  
算があれば、そういうふうなやつに予算を議決をいただいておりますので使えるという  
ことで、即やっぱり住民が通行できないというようなことがあれば、そういうのは即座  
に安心安全のために取り除いてやっていくという方針でやっております。

今、法律に抵触されるというようなことでしたが、どういうことなのか、も  
う一度ちょっとご質問をお願いしたいと思います。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） まず、崩土取り除きの状況ですが、そこまで言われるならば、  
具体的にどの箇所に何㎡で、何万円だ、何十万円だ。それから重機の借上げがどこの  
地区に何時間で何万円だ、何千円だ、何百万円だとそういう資料はありますか。あると  
すれば見せてください。

それから、法律にどこが抵触するかということです。私の考えではですね、やっぱり  
専決というのは、もうまさに災害復旧といいますか、崩土を取り除いてやる。緊急にか  
つ当初予算に組んでいなかった部分、そういうものを一般財源の中から工夫をしてそれ  
に充てる。そしてその後専決の報告を議会に対する承認をすべきだろうというふうにし  
ています。

ちなみに、もう既にご存じのことと思いますけども、地方自治法の中で第96条では、  
議決案件として、同条2号ではですね、予算を定めることと、議会の仕事はですね。議  
決案件は予算を定めることになっています。それから179条では、長の専決処分とし  
て普通地方公共団体の長において、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要す  
るため、議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、これは客観  
的な見方だそうですけども、議決すべき事件を処分することができることとされている。

この2つの他にもいろいろあろうかと思いますが、施行令とかいろいろあろうかと思  
いますが、この2つの条文からしてもですね、まさに今回の補正っていうのは地方自治  
の、私に言わせるとこういう提案の仕方は地方自治の無視、議会・町民無視に当たりま  
す。

本来ならば今回の予算案提出のあり様には大きな疑問を持ちますが、本事案の内容からすると本案は可決し、早急に取り組み民生の安定を図るべきと考えます。

しかし、今後このような予算の提案がないことを期待したいというふうに思います。

以上です。終わります。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは全く緊急にやるべき案件が、予算がなかったらそういうことも、今ご指摘のこともなるほどと思いますが、十分予算があって今、進行中でございます。そして、国の定めにより、国からのご支持により、とにかく9月の査定までに全ての基礎的な案件を揃えておくと。

要するに、いくら早くそろえてもですね、国は9月の初めまでしか来ないんですよ。緊急的に必要なやつは今ある予算で対応できたということでございますので、こういうことについてもし、この法律違反があるって認識なさってるのにこれは早く可決してどうのこうのっていうのもちょっとよくわかりません。

我々は緊急の場合のことを今、進行中でやってるんですよ。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 具体的な、今ある予算の中でやっているという具体的な数値は示されておりません。

それから、何で法律に抵触するのに早く決めろって言うかっていうことですが、それはそれと、制度として会計、財政の持って行き方として私は疑問を感じますと。しかし、この案件はそういうことで否決して、又、その住民の皆さんへの対応が遅れてくるわけですね、否決すると。補正予算を否決するわけですのでその執行ができなくなるわけです。だからこの予算の提案の仕方については、浜口は疑問に感じますけども、この内容からすると速やかに決定されて速やかに事業に取り組んでいただいて、速やかかつ具体的に取り組んでいかれるべきではないですかということ発言させていただきました。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これが法律に触れるということを我々は全く認識をしておりません。緊急かつ必要なやつを今、進行中です、ある予算で。それで今後必要になってくる予算について、まず第一段にお願いをしていく。そして査定が終わってから又、第二段をお願いするという形になってきますので、これは我々の認識はこれは法律に抵触するなんていう認識、一切ございませんので、我々の考え方を申し上げておきます。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。山下君。

○8番（山下時義君） 8番山下です。今度の災害については、特に都呂々地区とか、あるいは志岐山というような、そういう山間地帯のですね、急傾斜地で大きな災害が発生し、又、ゲリラ豪雨的な水害があったというふうなことでございます。



実はですね、具体的な話を申し上げますと、今、7月7日から8日の雨でありまして、既に稲は穂ばらの域を経過してまさに大変水が欲しいというような時期にですね、私たち地権者としましてはどうしても個人ではできないというようなことで、町に無理にお願いをし、的確にですね、それに対応していただいております。

又、町道にいたしましても、生活道路でありますので、そこに崩落した土砂がいつぱいたまっておって、とてもじゃないけれども住民の手では負えないというようなことで、すぐ対応していただきました。

そういうことですね、今回は非常に私は執行部とされては的確にですね、対応していただいたというようなことで、住民の方も大変感謝していらっしゃる向きが非常に多いかと思えます。

そこで、非常に小災害が発生しておりまして、60万以下の工事については、半額は個人負担、半額は町の負担というような工事になっておりまして、これがですね、こういう大きな災害の場合には何らかですね、国の方で、あるいは県の方で、町の方でその補助率をですね、高める方法はないのかということをお尋ねしたいです。

それと、この予算には直接関係はありませんが、特に都呂々地区の竹の迫炭鉱の付近ですね、それと萱の木の国道について大きな崩落がありまして、今でも交通規制がなされております。お盆を前にですね、この撤去はどうにかできないかというような住民の声がたくさんあります。

そこで工事をする場合には、型枠を立てて通行に害のないようなことで工事をしていただくわけですが、お盆を前にですね、これは国の国道でありますので、国の方に緊急にお願いをして、そういう交通規制がないように、大変お盆には都会の人たちもいっぱい出入りがありますので、その対応方できないのか相談してもらえんかというような、これは住民の声であります。

そういうことでありまして、この国道について、県道について、先程執行部の話では9月の査定を経てするんだということで、非常に長期にわたるのではなかろうかと、こういうことありますので、なるだけ町民のそういう生活道については緊急に対応するんだというようなことで対応できないのかどうか、その点についてお伺いします。

○議長（倉田 明君） 町長

○町長（田嶋章二君） 国道につきましては、今ご指摘のとおりでもございます。今、お願いも続けておりますし、更に1日でも早くそういった心配が内容にですね、応急的な点でもしていただけるようお願いをしまいたいと思っております。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 山下議員のご質問の中で小災害復旧事業の限度額でございしますが、60万とおっしゃいましたが、これは40万でございします。5万以上、4

0万が上限ということです。

補助率の変更、増についてでございますが、これは補助率要項で定めておまして、これにつきましては今後、財政とも相談して今後検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（倉田 明君） 山下君。

○8番（山下時義君） もう1点だけ、これはお願いになりますが、県道であります。都呂々のですね、松浦河内線というのがこれは県道になっているんですよ。既に議会事務局の上の方です、通行止めになっておまして、その上にはですね、水田もありますし、住家もあります。この点についてはですね、そしてミカン団地もあるんですよ。そういうことでありますのでとにかく早急にですね、お願いしたい。9月になりますとミカンの収穫も始まりますのでですね、そういうことも考慮していただいて、先程申しあげましたように緊急な対応をしていただいて、通行がスムーズに行くようにですね、是非ひとつお願いをしてまいりたいと、その点いかがでしょうか。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今山下議員がおっしゃいました県道の関係ですが、十分、今おっしゃったとおりわかります。ただ、災害の制度というのがございますけれども、何らかの形でできないかっていうお願いはしていきたいと思いますが、あくまでも災害査定というのが2ヶ月以内、9月の下旬っていうことでございますので、その辺についてはありますけれどもお願いをしていきたいと思っております。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 10番錦戸です。確認をいただきながら、2、3お尋ねしたいと思っております。今度のこの予算が可決をされますと、これを基にして各災害箇所の詳細な設計をされて、そして国の査定を受けられるようになると思っておりますが、これ、その査定月が9月と言われましたかね。はい。それまでには担当課もこれだけの災害箇所の詳細な設計もされて、そういう手はずを整えられると思っておりますが、国の査定によってその結果によりますけれども、国の査定をクリアしますとこの災害復旧は平成26年度、つまり年度末までにはできる見通しなんでしょうか。そうしたことを1つお尋ねをいたします。

それから今朝、配布がありましたこの4枚の資料の災害箇所ですが、今日のこの補正予算のこの内容、この金額で全て調査設計ができるような金額でしょうか。その点もお尋ねいたします。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今錦戸議員の方からお尋ねがありました災害査定がですね、予定で9月にございまして、それから整理をいたしまして工事を発注いたしま

して、このうちほぼ3月までにできるとは思いますけど、ただ1ヶ所、赤仁田、ちょっと大きな災害がありますけども、これにつきましては繰り越しということも出てくるかと思えます。

それと、今回この補正予算に上げさせていただきましたが、現在のところ、これで足るのではないかと考えておりますが、もし又、今後いろいろ条件が変わりまして設計変更等の必要がなってきました、そういうときが参りましたらば又、今後補正等でご相談をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） こうして今回の災害でも思わぬところが発生をする可能性がありますよね。ですから担当課に置かれましては、日常の業務に加えまして、短期間のうちに期間が定められた9月までにはそういった作業もされなければなりませんので、この炎天下でもありますので、十分課員の体調管理にも十分留意をされまして、遺漏のないように作業を進めていただきますようお願いをいたしておきます。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。田嶋君。

○5番（田嶋豊昭君） この災害一覧表で農地関係ですけども、先程山下議員からおっしゃいましたけど、5万から40万の補助で個人負担は半額とかいろいろ出た意見でございましたけども、これはまだこれからも少しずつ又小さいのもいっぱい出てきてるんですけど、出ると思うんですけども、これの事業と負担の割合を教えてください、補助の。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 只今の田嶋議員のご質問でございますが、農地等小災害復旧補助金につきましては、補助率は2分の1でございます。それで事業費が5万以上40万未満までの事業費に当たるのが小規模な災害の部分でございます。これには特に今年特に多かった土砂の流入とかですね、水路の小規模な崩壊といったものが主なものになります。

それと、この資料の11件で農地災害復旧事業に上げているものでございますが、これは個人の負担が上限は25%でございます。上限は25%でございますが、今後ですね、補助率の増高っていうか補助率が変化していきます。国等からの協議でですね、最終的には10%前後になるんじゃないかとは思っております。以上でございます。

○議長（倉田 明君） 田嶋君。

○5番（田嶋豊昭君） 今、お聞きしてよくわかりましたけども、中通りのあそこ、川が決壊してひどく石なんか入ってるわけですよね。あその場合は40万ですか、以上かかるんじゃないかと思えますけど、以上にかかったときの関係はどうでしょうか。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 今のご質問ですけれども、志岐川の中通橋付近の被水したときの土砂の流入かと思いますが、その件につきましては40万以上の事業費がかかった場合、条件が40万ですので現在のところ補助は20万までということで考えておるところです。

○5番（田嶋豊昭君） 該当しない。

○農林水産課長（野田尚之君） いや、これは該当はします。

○5番（田嶋豊昭君） これは他にないですか。

○農林水産課長（野田尚之君） 現在のところ、この小規模の災害復旧事業しかございません。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第304号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第304号、平成26年度芥北町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議を全て終了しました。本日の会議を閉じます。

どなた様も大変お疲れ様でございました。

—————○—————

閉会 午前10時08分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

荅北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員